平成２２年（フ）第５９２号
高知市万々473番地
債務者　和田　昭利
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６０７号
高知市八反町２丁目５番19号
債務者　竹之内重夫
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４２号
福岡県久留米市通町６番地18　ティファニーヒルズ303号
債務者　北村真智子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２６０号
福岡県久留米市田主丸町田主丸689番地３
債務者　稲益　恭子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２７８号
福岡県久留米市南２丁目28番１―402号
債務者　森光　　豊
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２９３号
福岡県久留米市御井町465番地１　御井コーポ401号、前住所福岡県久留米市上津２丁目21番18号
債務者　青木　美紀
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２９５号
福岡県うきは市浮羽町高見1183番地３
債務者　居川　文雄
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２９６号
福岡県うきは市浮羽町高見1183番地３
債務者　居川　真里
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３１６号
福岡県久留米市上津町1136番地３
債務者　木本　　守
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３１７号
福岡県久留米市上津町1136番地３
債務者　木本　慶子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３２１号
福岡県久留米市青峰３丁目１番1144号
債務者　中島美佐子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第６６号
福岡県柳川市大和町中島1176番地
債務者　石川千恵子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
福岡県柳川市茂庵町10番地３
債務者　西村幸三郎
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
福岡県三潴郡大木町大字大角1564―４　Kコーポ103号室
債務者　山下　三郎
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
長崎県壱岐市郷ノ浦町坪触69番地
債務者　山口　浩幸
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第１８号
長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良南触746番地
債務者　竹下よし子（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第１６号
宮崎市清武町木原5522番地16
債務者　安藤加代子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２１号
宮崎県児湯郡木城町大字高城4709番地４
債務者　富永　美義
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係